

○酒田市食育交流活動サポーター助成金交付要綱

(平成 19 年 6 月 1 日告示第 181 号)

改正 平成 21 年 3 月 23 日告示第 73 号 平成 28 年 3 月 24 日告示第 140 号
平成 30 年 3 月 28 日告示第 152 号 平成 31 年 3 月 29 日告示第 161 号
令和 3 年 3 月 17 日告示第 147 号 令和 4 年 3 月 31 日告示第 187 号
令和 5 年 3 月 20 日告示第 136 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市の認可保育所、認定こども園及び小中学校(以下「認可保育所等」という。)における食育交流活動に取り組む農業者等に対する支援を目的とし、市長が予算の範囲内で交付する酒田市食育交流活動サポーター助成金の交付に関し、酒田市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付対象者)

第 2 条 助成金交付対象者は、市内に本社、事業所又は住所を置く農業者個人又は民間団体等(農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び消費生活協同組合をいう。以下「農業者個人等」と総称する。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成金の交付対象者としな

- (1) 助成金の交付の申請をする日時点において市税を滞納している者。
- (2) 国又は地方公共団体から出資金を受けている者。
- (3) 独立行政法人及び地方独立行政法人

(助成対象事業)

第 3 条 助成の対象となる事業は、市内に所在する認可保育所等における農業体験、調理実習、その他市長が必要と認める食育交流活動とする。

2 同一の農業者個人等への助成金の交付は、同一年度内において 3 回までとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、助成金の交付の申請をする日の属する年度に、同一の助成金交付対象者の助成の対象の事業と認定された認可保育所等に対する事業は、助成の対象の事業から除く。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、事業実施 1 件につき 5,000 円とする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を申請しようとする者は、規則第 3 条に規定する申請書に、事業計画書(様式第 1 号)を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の変更等)

第6条 助成金交付対象者が事業等の内容を変更するときは、規則第21条の規定による軽微な変更とし、規則第8条第1項第1号の規定は適用しないものとする。ただし、規則第8条第1項第2号に該当するときは、酒田市食育交流活動サポーター助成金事業中止(廃止)承認申請書(様式第2号)にその理由を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに規則第13条に規定する実績報告書に、事業実績報告書(様式第3号)を添付して市長に報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第8条 規則第20条に規定する帳簿及び書類の保管期間は、事業完了後5年間とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日告示第73号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日告示第140号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日告示第152号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第161号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日告示第147号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第187号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日告示第136号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。